

重要

4年生の皆さんへ
5年生の皆さんへ

学生課学生支援係

令和3年度前期分授業料免除の申請について

標記について、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免のダブル支援）への申請を考えている学生は、4月28日（水）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。（令和2年度の給付奨学金予約申込で採用候補者として採用された学生も対象です。）

また、令和2年度までに高等教育の修学支援新制度に採用されている5年生（給付奨学生として採用されている学生）は、4月28日（水）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。

対象者

高等教育の 修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、一定の学力基準を満たしている者

※住民税非課税であっても、ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、満額支援に該当しない場合があります。



手続きの流れ

1. 各申請書（新規・継続）提出
4月28日（水）まで
2. 「給付奨学金案内」 or 「進学届入力下書き用紙」配付
3. 「スカラネット入力下書き用紙」 or 「進学届入力下書き用紙」確認
「給付奨学金誓約書」「通帳コピー」提出
4. スカラネットより申請内容登録
5. 採用・不採用通知交付

※2～5は、新規申請者のみ必要な手続きです。期限は、申請者に個別で案内します。



また、高等教育の修学支援新制度には要件に該当しないため申請できないが、下記の対象者に該当する学生は、高専機構が実施する授業料免除に申請することが可能です。申請を希望する学生は、4月28日（水）までに「授業料免除申請願」を学生支援係へ提出してください。ただし、高専機構の授業料免除には給付奨学金の支給は含まれておりません。申請願を提出した学生は、下記の期限までに必要書類を取りに来てください。

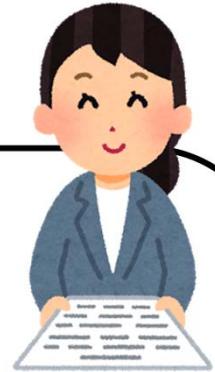
対象者

高専機構の 授業料免除制度

1. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた者
2. 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある者
3. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急減があった者
4. その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

その他、徴収猶予の制度もあります。詳しくは学生支援係まで問い合わせてください。

手続きの流れ



1. 「授業料免除申請願」提出
4月28日（水）まで
2. 「授業料免除申請書類」配付
5月21日（金）まで
※配付を開始したら、申請願提出者に個別で案内します。
3. 「授業料免除申請書類」提出
6月23日（水）まで
※提出は郵送可です。ただし、特定記録郵便等、記録が残る方法で郵送してください。